一般会計決算・予算審査特別委員会の審査の進め方

委員会審査期間 令和3年3月10日・12日・15日(Zoom) 17日(大会議室)

開議時間 午前10時(10・12・15日) 午前9時(17日)

○審査の進め方について

(1) 1 日目 (10日)

*議案第23号 令和3年度取手市一般会計予算

- ・ 歳入、地方債を一括審査
- ・ 第1款 議会費、第2款 総務費、第8款 消防費を一括審査
- 第3款 民生費
- 第4款 衛生費、第5款 農林水産業費、第6款 商工費を一括審査
- · 第7款 土木費
- ・第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 諸支出金、第13款 予備費 一時借入金、歳出予算の流用を一括審査
- (2) 2月目(12日)
- 第9款 教育費
- ・ 委員間討議(当初予算編成に関する決算提言への回答に関する件・当初予算編成 に関する提言事項策定に関する件)
- (3) 3日目(15日)

*議案第17号 令和2年度取手市一般会計補正予算(第10号)

- 歳入審査
- まちづくり振興部、建設部、都市整備部、消防、教育委員会(文化芸術課含む) 所管一括審査
- 総務部、政策推進部(文化芸術課除く)、財政部、福祉部、健康増進部所管一括審査

*議案第23号 令和3年度取手市一般会計予算

- 総括質疑
- 委員間討議
- (4) 4日目 (17日)
- *討論、採決

※審査状況により変更する場合あり

○資料請求について

- ・資料請求は、会派ごとにまとめて付託日(4日)の午後1時までに議会事務局まで別紙資料請求書を会派代表者から提出する。
- ・資料請求の範囲は、別紙「資料請求書について」を使用する。(特別会計、一部 事務組合等に関するものは行わない。ホームページで既に公開されてる資料、過 去半年間に議会基本条例に基づく資料請求により提出のあったものは不要とす る。)
- ・資料右側上部には通し番号をつけ、審査前日(9日)正午までにサイドブックス に搭載する。なお、データ配付できないものは、委員(会派室)に配付する。

○質疑について

・議案第23号の当初予算案に関する質疑通告書の提出期限は9日の午後1時までとする。

議案第17号の補正予算案に関する質疑通告書の提出期限は、12日の午後1時 までとする。

- ・質疑要旨は、質疑事項について具体的に記入する。
- ・質疑は、質疑のみで8分以内。